

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案 骨子案

1. 災害時の緊急対応

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化について規定。

- (1) 災害時における復旧工事の迅速かつ円滑な実施、そのための地域における担い手の確保について、基本理念に明記。
- (2) 発注者の責務として、以下の内容を規定。
 - ① 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、緊急性に応じて適切に随意契約、指名競争入札等の入札・契約方法を選択するよう努めること。
 - ② 災害時における復旧工事等の実施体制の確保に関する建設業者団体等との協定の締結や、他の発注者との連携に努めること。
 - ③ 予定価格における災害時の費用の反映や、被災地域における見積りの徴収の活用を明記。

2. 働き方改革への対応

長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進のため、適正な請負代金・工期の設定、施工時期の平準化等について規定。

- (1) 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事に従事する者が重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件が適正に確保されるよう、適正な請負代金及び適正な工期による請負契約が締結されること等により確保されなければならないことを、基本理念に明記。
- (2) 発注者の責務として、以下の内容を規定。
 - ① 休日、準備・後片付け期間、気象条件、許認可等の事務手続きに要する期間等を考慮して適正な工期を設定しなければならないこと。
 - ② 地域における公共工事の施工時期の平準化を図るため、債務負担行為や繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期の設定や、中長期的な発注見通しの統合・公表等必要な措置を講じなければならないこと。
 - ③ 設計図書を変更する必要があると認められる場合において、工期が翌年度にわたることとなる場合にあっては、繰越明許費の活用等必要な措置を講じなければならないこと。
- (3) 下請契約を締結する場合の受注者の責務として、以下の内容を規定。
 - ① 労務費の積算基準を踏まえ、見積書を徴すること等の方法により、必要な労務費・社会保険料等を含む適正な額の請負代金での下請契約を締結しなければならないこと。
 - ② 適正な工期での下請契約を締結しなければならないこと。

3. 生産性向上への取組

建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上について規定。

- (1) 公共工事の調査、設計、施工及び維持管理の各段階においては、発注者及び受注者の連携を通じて、公共工事の生産性の向上が図られるように配慮されなければならないことを、基本理念に明記。
- (2) 発注者の責務として、監督及び検査における画像・電子的情報等の活用を規定。
- (3) 受注者の責務として、ICTの活用等による施工段階の生産性向上に努めることを規定。

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすことを踏まえ、公共工事に関する調査等について広く本法律の対象として位置付け。

- (1) 基本理念において、公共工事に関する調査等を対象とする。
- (2) 発注者の責務において、適正な利潤を確保するための予定価格の適正な設定、ダンピング受注の防止、適切な設計変更、適正な工期設定、施工時期の平準化、災害時の緊急対応の推進や円滑な発注体制の構築等について、公共工事に関する調査等を対象とする。
- (3) 受注者の責務において、公共工事に関する調査等を対象とする。

5. その他

(1) 発注者の体制の整備

- ① 発注者の責務として、発注関係事務の実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保等の体制の整備に努めなければならないことを規定。
- ② 国及び都道府県は、発注者を支援するため、契約により発注者の補助を行う者の能力の活用の促進等、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用

公共工事の品質は、地盤の状況に関する情報等の工事に必要な情報が適確に把握され、及び必要な検証を経て共有された上で、より適切な技術又は工夫により、将来にわたり確保されなければならない旨を、基本理念に追加。

(3) 完成後の適切な維持管理の実施

発注者の責務として、公共工事の完成後、施設の管理を行う場合においては、その品質を将来にわたり確保するため、適切に点検、診断、維持、修繕その他の維持管理を実施するよう努めなければならないことを規定。

6. 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行するものとする。
- (2) 政府は、この法律の施行後〇年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (3) その他所要の規定を整備すること。